

二級河川竹野川水系河川整備計画(原案)に関する意見および対応方針

番号	頁	行	種別	質問・意見	対応頁	事務局回答・対応方針	備考
1.1.1 流域の概要							
1	2	4	表記	『高さ約20mの巨岩である「立岩」があり、 山陰海岸ジオパークの一部となって 変化に富んだ丹後の美しい海岸地形の一つとして「京都の自然200選」に選定されている。』と修正すべきである。	P2	語句を修正する。	府内関係部局
2	2	18 21	表記	ギフチョウとアベサンショウウオは、ともに府登録天然記念物(昭和59年4月14日登録)である。その旨を記載すべきである。	P2	「ギフチョウ(府登録天然記念物 、府絶滅危惧種、国絶滅危惧Ⅱ類)アベサンショウウオ(府の条例に基づく指定希少野生生物、府 登録天然記念物 、府絶滅寸前種、国絶滅危惧種ⅠA類)」と語句を修正する。	府内関係部局
3	2	一	要望	竹野川中流域の大宮町善王寺には府指定天然記念物「アベサンショウウオ基準产地」(平成5年4月9日)がある。 府指定の天然記念物に關し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない(文化財保護条例第49条)。また、府登録の天然記念物についても、影響を及ぼす行為の20日前までに届出が必要である(京都府登録文化財に關する規則第26条)。	P2	本整備計画では、大宮町善王寺より下流での河川整備を位置づけており、アベサンショウウオの基準产地に影響を及ぼす計画はない。	府内関係部局
4	2	一	要望	竹野川の河川敷には、弥生時代から中世にかけての埋蔵文化財包蔵地「鳥取橋遺跡」が存在している。 掘削を伴う場合は、事前に文化財保護法94条の通知と取扱いに係る協議が必要となる。 また、流域には多くの埋蔵文化財包蔵地が存在しており、それらが河川敷内にも拡がっている可能性がある。工事中に埋蔵文化財包蔵地が不時発見された場合は、文化財保護法第96条に基づく措置が必要となる場合があるので、事前に協議いただくよう、お願いする。	P2	今後、詳細な設計を行い、掘削範囲が決まった段階で、教育委員会と協議を行う。また、工事中に埋蔵文化財が発見された場合も、教育委員会と協議を行う。	府内関係部局
5	2	29	表記 (質問)	「京丹後市の人口は、H22年10月現在、約5万9千人となっている。」とあるが、平成22年が最新のデータか。	P2	最新である。	府内関係部局
6	3	図1-3 図1-4	表記 (質問)	「図1-3 人口世帯数の推移」、「図1-4 産業分類就業者比率」については、最新のデータになっているか。	P3	最新である。	府内関係部局
7	3	4	表記	「京丹後市の産業分類別就業者数は、 平成22年 10月現在、…」「図1-4 産業別分類就業者比率」と年を合わせるべきである。	P4	「京丹後市の産業分類別就業者数は、 平成24年 10月現在、…」と修正する。あわせて第一次～三次産業別人口の割合も平成24年の割合に修正する。 また、図1-4 産業別分類就業者比率の出典に誤りがあったので、「 国勢調査(総務省統計局) 」→「 京都府統計書 」に修正。	府内関係部局

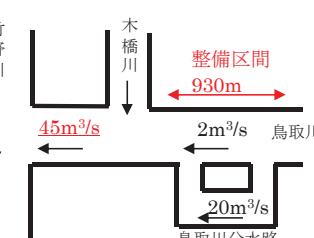
二級河川竹野川水系河川整備計画(原案)に関する意見および対応方針

番号	頁	行	種別	質問・意見	対応頁	事務局回答・対応方針	備考
1.1.2 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する現状と課題							
8	5	6 ~9	意見	「近年の出水では、中下流の小西川等で度重なる浸水被害が発生した。」「小西川では、沿川の人口が集中する峰山市街地で度重なる浸水被害が生じている。」と、小西川で度重なる浸水被害があったことが2回記載されている。	P5	<p>竹野川水系の中で、竹野川の中下流部と支川の小西川で浸水被害が多く発生しているということと、小西川の中で、特に峰山市街地で浸水被害が発生していることを分けた記載にしているが、同じ言葉が繰り返されて見えるので、以下のとおり修正する。また、併せて図の順番も修正する。</p> <p>「竹野川流域では、これまで集中豪雨等により度々大きな被害が発生しており、昭和47年9月の台風20号をはじめ、近年においては、平成10年9月台風6.7号、平成16年9月台風21号、平成16年10月台風23号、平成20年7月豪雨により、大きな被害に見舞われた。近年の出水では、<u>本川竹野川の中下流部と支川</u>の小西川等で<u>度重なる浸水被害が発生した</u>。〔ており(表1-1・図1-6)、<u>支川の小西川流域の中では、沿川に人口が集中する峰山市街地で浸水被害が生じている</u>(表1-2・図1-7)。」と語句を修正する。</p> <p>小西川流域では、沿川の人口が集中する峰山市街地で度重なる浸水被害が生じている。特に平成10年9月台風7号、平成16年9月台風21号、10月台風23号、平成20年7月豪雨では甚大な被害が生じている。」と語句を修正する。</p> <p>「【表1-1 既往水害一覧(竹野川水系)】 <u>【図1-6 浸水被害の状況(竹野川、平成16年10月出水)</u> <u>【表1-2 既往水害一覧(小西川)】</u> <u>【図1-6 浸水被害の状況(竹野川、平成16年10月出水)</u> <u>【図1-7 浸水被害の状況(小西川、近年洪水)】</u>」と図・表の順番を修正する。</p>	府内関係部局
9	6 8	図1-6 図1-8	意見 (質問)	「図1-6 竹野川の浸水被害の状況」、「図1-8 竹野川の整備状況」から、鰐留川合流付近を整備する理由が不明。	P6 P8	鰐留川合流点付近は、今回の整備計画では整備する箇所に入っていない。なお、鰐留川合流部は、近年、田んぼの浸水被害が発生しているが、家屋浸水被害は発生していないので、今回の整備計画では整備区間になっていない。	府内関係部局
10	9	—	意見	<p>「1.1.2 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する現状と課題 (3)治水の現状と課題について(P9)」</p> <p>「3.1出水時における情報提供と連携体制の強化(P25)」において、 竹野川中下流の本川支川の全川が水防警報河川、水位周知河川の指定を行っているように読める。 竹野川本川が、水防警報河川、水位周知河川の指定を実施している。</p>	P9	<p>貞の下の説明書きを「※水防警報河川：洪水のおそれのあるとき、水防活動を行う必要があることを通知する河川。<u>竹野川水系では竹野川本川が指定されている。</u>」</p> <p>※ 水位周知河川：洪水のおそれのあるとき、市町村長が避難勧告を発令する際の目安となる水位に達したことを通知する河川。<u>竹野川水系では竹野川本川が指定されている。</u>」に語句を修正する。</p>	府内関係部局
	25	—			P25	<p>貞内に、竹野川水系の水防警報河川・水位周知河川の指定の状況を下記のように記載する。</p> <p>水防警報河川：竹野川(本川) 水位周知河川：竹野川(本川)</p> <p>また、防災情報機器の整備の状況を図で明示する。</p> <p>雨量計：竹野川水系に4箇所(府管理3箇所、気象庁管理1箇所) 水位計：竹野川2箇所、小西川1箇所、鳥取川に1箇所 防災カメラ：竹野川1箇所、小西川1箇所</p>	

二級河川竹野川水系河川整備計画(原案)に関する意見および対応方針

番号	頁	行	種別	質問・意見	対応頁	事務局回答・対応方針	備考
11	9	8 ～9	要望	<p>「1.1.2 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する現状と課題 (3)治水の現状と課題 ～緊急性、実現性、霞堤の役割を踏まえ重点的かつ効率的に整備を進めていく必要がある。(P9)」</p> <p>「3.2 地域と連携した災害に強いまちづくり ～自然の保水機能を持つ森林・農地等の保全や流域内の貯留・浸透施設の整備を促進する。(P26)」</p> <p>について 工事や整備区間が優良農地等にかかる場合は、優良農地の保全と基盤整備の調和を図るため、計画段階から関係機関と調整をするとともに、既存の営農形態に支障のないようにしてください。</p>	P9 P26	<p>事業実施の際に、土地所有者、関係機関等と十分調整を行う。 (P26の貯留・浸透施設の整備については、具体的な実施予定はなく、実施主体も決まっていない。事業実施の際には、実施主体に十分調整を行うように伝えるよう努める。)</p>	庁内関係部局
12	13	—	表記	<ul style="list-style-type: none"> ・表1-5の分類の行の「京都府レッドデータブックリストカテゴリー」に修正すべきである。 ・スマムツ 京都府レッドリストカテゴリーで「準絶滅危惧種」に修正、環境相レッドリストカテゴリーでは分類なし(空白)に修正すべきである。 ・出典の「京都府レッドリスト(2012)データブック(2015)」に修正、「環境省レッドリスト(環境省報道資料、2012及び2013)データブック(2014)」に修正すべきである。 	P13 (P12)	<p>語句を修正する。 また、表1-5のタイトルも「京都府のレッドデータブックリストカテゴリー」と語句を修正する。</p>	庁内関係部局
1.2.5 河川環境の目標に関する事項							
13	15 17 ～ 22	27 —	要望	<p>「1.2.5 河川環境の整備と保全に関する目標 ～河道内の堰や落差工により縦断方向の連続性が損なわれている箇所については、必要に応じて魚道整備を検討する。(P15)」</p> <p>「第2章 河川の整備の実施に関する事項 流下能力の向上を図るための、河道断面の拡幅や河床掘削、築堤等に関する記載(P17～22)」</p> <p>「2.2.2 河川の維持の種類及び施行の場所 (3)河川環境の整備と保全 2)生物 ～特に魚道整備等により…学識者の助言を得て対応に努める。(P24)」</p> <p>について、整備に当たっては新たな農家負担とならないよう関係者間で調整をすること。</p>	15 17～ 22 24	<p>事業実施にあたっては、関係者と十分調整を行う。</p>	庁内関係部局

二級河川竹野川水系河川整備計画(原案)に関する意見および対応方針

番号	頁	行	種別	質問・意見	対応頁	事務局回答・対応方針	備考
2.1.1 河川工事の目的、種類及び施工の場所							
14	18 19	—	意見 (質問)	小西川の計画流量配分図は、整備区間に対して流量配分できているが、竹野川の計画流量配分図は整備区間8700mに対して流量配分が整理できていない。 竹野川は、390m ³ /sの計画流量となっているが計画の確率や整備した歴史の記述を行うことで浸水区域を明記すべきではないでしょうか。	P18 P19	竹野川については、霞堤等の過去からの歴史的な治水機能を活かしながら、平成16年の台風23号と同等の洪水に対して、人家浸水被害を無くすような河道断面の拡幅を行います。洪水を河道の中に閉じ込める訳ではないので、画一的な流量配分図にはなりません。整備計画検討委員会の中では、氾濫解析のシミュレーション結果も提示し、浸水範囲の減少の効果を提示しております。なお、将来的には河川整備基本方針で定める年超過確率1/30の洪水(基準地点・矢田橋で700m ³ /s)を河道で流下させる計画です。 また、近年の竹野川で最も被害のあった平成16年台風23号の浸水範囲については、P6図1-6に示しています。	庁内関係部局
15	20	—	意見 (質問)	小西川のみお筋はどのように固定するのか。取水堰によって水位が上がるため、みお筋は、ほとんど設置不可ではないか。 整備区間②のシートパイル前面の斜線は、化粧パネルを設置するのか。	P20 (P19, P21)	みお筋は固定するのではなく、自然の營力による形成を促します。今後詳細な検討や調整を進めていく中で、取水堰によって水位が上がる区間が出る可能性もありますが、それ以外の区間や堰が立っていない状態の時などは、みお筋が形成されるような掘削等に努めます。 綱矢板になる区間では、周辺の町並み等の景観との調和に配慮し、化粧パネルの設置等を検討する。(鳥取川についても同様)	庁内関係部局
16	21	—	表記	下記のように詳細に記述すべきである。 	P21	あくまで、模式図であり、河川の屈曲などの平面形状や小さな支川や水路まで記載したものではない。また、鳥取川の流量配分図なので竹野川の流量配分図ではない。木橋川合流後については流量を記述する。 	庁内関係部局

二級河川竹野川水系河川整備計画(原案)に関する意見および対応方針

番号	頁	行	種別	質問・意見	対応頁	事務局回答・対応方針	備考
				番号13に記載	P17~22		庁内関係部局
3.1 出水時における情報提供と連携体制の強化							
				番号10に記載	P25		庁内関係部局
3.2 地域と連携した災害に強いまちづくり							
17	26	2 ~4	表記	<p>「～河川整備の進捗状況等を踏まえ関係市と京丹後市と連携して検討する。また、流域の貯留・浸透機能を維持・強化するため関係市京丹後市や地域、関係部局と連携し、自然の保水機能を持つ森林・農地等の整備・保全や地域内の貯留・浸透施設の整備を推進する」に修正すべきである。</p> <p>「関係市」を「京丹後市」に変更 (流域が京丹後市に限定されているため) 「関係部局」を追加 (府の関係部局とも連携すべきであるため) 「整備」を追加 (通常、「森林の整備・保全」というワードを施策目標として使用しているため)</p>	P26	語句を修正する。	庁内関係部局
18	26	—	意見	<p>3. 2地域と連携した災害に強いまちづくり関係市と〇〇地域や安全の〇〇森林・農地等の保全や流域内の貯留浸透施設の整備をどうしたら安全になるか〇〇について。関係市と地域と一緒に自然の保水機能を持つ森林農地等の整備を推進することとしてありますが大事なことと思います。</p> <p>3. 3地域住民との連携として安全に〇〇するためには地域住民と一緒に協力して取り組んだりお互いに意見を出しあって〇〇したらいいです。〇〇の考え方たがわかつてくると思います。自然環境とのふれあいの促進に努めることが大事なこと思います。</p> <p>※「〇〇」については判読不明な文字</p>	P26	関係部局、市と連携しながら、学校や地域での防災教育・環境学習などの啓発活動に努め、地域の声を聞きながら、一緒に地域の防災力の向上、自然環境とのふれあいの促進に努める。	府民意見